

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う医師法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）により、医師法（昭和 23 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部が改正され、このうち、医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない等の規定が改正法の公布の日から施行されているところです。

これに伴い、本日、「医師法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第百二十四号。以下「改正省令」という。）」が公布されたところであり、この省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 概要

1 改正省令の規定による改正後の医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係

(1) 法第 16 条の 8 第 1 項及び第 16 条の 9 第 1 項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とすること。

- ① 一般社団法人日本専門医機構
- ② 一般社団法人日本内科学会
- ③ 公益社団法人日本小児科学会
- ④ 公益社団法人日本皮膚科学会
- ⑤ 公益社団法人日本精神神経学会
- ⑥ 一般社団法人日本外科学会
- ⑦ 公益社団法人日本整形外科学会
- ⑧ 公益社団法人日本産科婦人科学会
- ⑨ 公益財団法人日本眼科学会
- ⑩ 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会
- ⑪ 一般社団法人日本泌尿器科学会
- ⑫ 一般社団法人日本脳神経外科学会
- ⑬ 公益社団法人日本医学放射線学会

- ⑭ 公益社団法人日本麻酔科学会
 - ⑮ 一般社団法人日本病理学会
 - ⑯ 一般社団法人日本臨床検査医学会
 - ⑰ 一般社団法人日本救急医学会
 - ⑱ 一般社団法人日本形成外科学会
 - ㊟ 公益社団法人日本リハビリテーション医学会
- (2) 法第 16 条の 8 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- ① 第 1 の 1 の(1)の①の団体が、医師の研修に関する計画（研修施設、研修を受ける医師の定員及び研修期間に関する事項が定められているものに限る。）を定め、又は変更する場合。具体的には、一般社団法人日本専門医機構が、次に掲げるものを定め、又は変更する場合を想定していること。
 - ア 専門医制度新整備指針
 - イ 専門医制度新整備指針運用細則
 - ウ 総合診療専門研修プログラム整備基準
 - エ ウに基づき作成する総合診療専門研修プログラム
 - ② 第 1 の 1 の(1)の②から㊟までの団体が、医師の研修に関する計画（研修施設、研修を受ける医師の定員又は研修期間に関する事項が定められているものであって第 1 の 1 の(1)の①の団体の認定を受けるものに限る。）を定め、又は変更する場合。具体的には、②から㊟の団体が、次に掲げるものを定め、又は変更する場合を想定していること。
 - ア 専門医制度新整備指針に規定する専門研修プログラム整備基準
 - イ アに基づき作成する領域別の専門研修プログラム

2 留意事項

法第 16 条の 8 第 1 項又は第 16 条の 9 第 1 項及び改正省令による改正後の医師法施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 等の規定に基づき厚生労働大臣が提出する意見は、「専門医の在り方に関する検討会報告書」（平成 25 年 4 月 22 日専門医の在り方に関する検討会取りまとめ）に記載されている「新たな専門医の仕組みは、プロフェッショナルオートノミー（専門家による自律性）を基盤として、設計させるべきである。」の基本的な考え方を前提として行うものである。よって、法第 16 条の 8 第 1 項の医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える、第 1 の 1 の(2)の場合であり、専門医となるのに必要な資質（必要症例数や経験すべき症例等）の内容に関するものではなく、例えば医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために必要がある場合や出産、育児、介護と両立して研修を実施するために必要がある場合といった医療提供体制の確保に与える影響への配慮の観点又は研修を受ける機会の確保の観点からの意見に限られるものであること。

このため、従来「専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県の役割等について」（平成 29 年 6 月 27 日付け医政医発 0627 第 2 号）に基づき行っていた協議の範囲を超えるものではないこと。

第 2 施行期日について

改正省令は、公布の日から施行すること。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○医師法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二二四)
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令(同一二五)

(告 示)

○史跡に指定する件(文部科学一八九)
○名勝に指定する件(同一九〇)
○天然記念物に指定する件(同一九一)
○特別史跡に地域を追加して指定する件(同一九二)
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件(同一九三)
○史跡に地域を追加して指定し、一部解除する件(同一九四)
○史跡に地域を追加して指定する件(同一九五)
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件(同一九六)
○天然記念物に地域を追加して指定する件(同一九七)
○記念物を登録記念物に登録する件(同一九八)
○文化的景観を重要文化的景観として選定する件(同一九九)

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇

○文化的景観に地域を追加して選定する件(同一〇〇)
○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件(農林水産二二四八)

(公 告)

諸事項

裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構平成二十九事業年度財務諸表、中日本高速道路株式会社工事区間変更、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係
会社その他
会社決算公告

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇

省

令

○厚生労働省令第二百二十四号
医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項の規定に基づき、医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年十月十五日
医師法施行規則の一部を改正する省令
医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

第三章 研修

第十九条の二 法第十六条の八第一項及び第

十六条の九第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。

- 一 一般社団法人日本専門医機構
- 二 一般社団法人日本内科学会
- 三 一般社団法人日本小児科学会
- 四 一般社団法人日本皮膚科学会
- 五 一般社団法人日本精神神経学会
- 六 一般社団法人日本外科学会
- 七 一般社団法人日本整形外科学会
- 八 一般社団法人日本産科婦人科学会
- 九 公益財団法人日本眼科学会
- 十 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会
- 十一 一般社団法人日本泌尿器科学会
- 十二 一般社団法人日本脳神経外科学会
- 十三 公益社団法人日本医学放射線学会
- 十四 公益社団法人日本麻酔科学会
- 十五 一般社団法人日本病理学会
- 十六 一般社団法人日本臨床検査医学会
- 十七 一般社団法人日本救急医学会
- 十八 一般社団法人日本形成外科学会
- 十九 公益社団法人日本リハビリテーション医学会

ン医学会

第十九条の三 法第十六条の八第一項の厚生

労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 前条第一号に規定する団体が、医師の研修に関する計画（研修施設、研修を受ける医師の定員又は研修期間に関する事項が定められているものに限る。）を定め、又は変更する場合

(新設)

(新設)

(新設)

二 前条第二号から第十九号までに掲げる団体が、医師の研修に関する計画（研修施設、研修を受ける医師の定員又は研修期間に関する事項が定められているものであつて同条第一号に規定する団体の認定を受けるものに限り）を定め、又は変更する場合

第四章 業務
第五章 雑則

第三章 業務
第四章 雑則

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十五号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十九条（同法附則第五条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十五日

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害年金等の額の改定） 第百五十条 平成三十年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同月以降分の月分の障害年金若しくは遺族年金の法第三十九条第一項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。 一 法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二十一条に規定する被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失すべき事由が生じた日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八條の二第二項第二号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額とする。	（障害年金等の額の改定） 第百五十条 平成三十年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同月以降分の月分の障害年金若しくは遺族年金の法第三十九条第一項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。 一 法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二十一条に規定する被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失すべき事由が生じた日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三千三百三十円を超えるときは四万三千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八條の二第二項第二号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額とする。

二 法第八十八条第一項に規定する障害年金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八條の三第二項において読み替えられた同法第八條の二第二項第二号に定める額（以下「最高限度額」という。）を控除した額に、障害の程度に応じて法別表第二に定める日数を乗じて得た額とする。

二 法第八十八条第一項に規定する障害年金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷の発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三千三百三十円を超えるときは四万三千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八條の三第二項において読み替えられた同法第八條の二第二項第二号に定める額（以下「最高限度額」という。）を控除した額に、障害の程度に応じて法別表第二に定める日数を乗じて得た額とする。

三 法第九十八条第一項に規定する遺族年金の額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から最高限度額を控除した額に、同項各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。

三 法第九十八条第一項に規定する遺族年金の額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万三千三百三十円を超えるときは四万三千三百三十円）から最高限度額を控除した額に、同項各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。

2 平成三十年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

2 平成三十年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一 法第九十条に規定する障害手当金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）に、障害の程度に応じて法別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。

一 法第九十条に規定する障害手当金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が平成二十九年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）に、障害の程度に応じて法別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。

二・三（略）

二・三（略）